

確定申告資料は **1 月 31 日**までにお送り頂きますよう、宜しくお願い致します。

## ソチオリンピック

### ソチってどんなところ？

2014 年 2 月 7 日～2 月 23 日の期間で冬季オリンピック、3 月 7 日～3 月 16 日の期間で冬季パラリンピックが開催されます。

開催地の「ソチ」はロシア南西部にある、黒海沿岸のリゾート都市です。

北緯約 43 度で札幌と同じ位の緯度に位置し、日本との時差は 5 時間です。

寒いイメージのロシアですが、意外にもロシアでの冬季オリンピック開催はソチが初めてです。(ソ連時代も含めて)

しかも、ソチはそんなに寒いところではないのです。

冬の平均気温は 6 度なので、大阪とほぼ同じくらいでしょうか。

なぜそんなところで冬季オリンピックができるかというと、ソチには 5,000m 級の山脈があり、市街地から 1、2 時間でスキー場に行くことができるからです。

またソチは、リゾート都市として開発が進められた土地で、夏は黒海沿岸の「海水浴リゾート」、冬は世界遺産にもなっている西カフカース山脈の「スキーリゾート」として、ロシアのみならずヨーロッパ各国からの観光客で 1 年中賑わうリゾート都市なのです。

### 競技は二つの地域で

オリンピックの競技会場は、上記の海岸と山岳地帯の二つの対照的な場所にあり、

**氷上競技**は黒海沿岸に位置する「**Coastal Cluster**」、

**雪上競技**はカフカース山脈にある「**Mountain Cluster**」で行われます。

2 つの地域の距離は 48 キロ。電車で 30 分、車でも 1 時間程度なのに、別世界が広がっています。

寝不足になりそうですが、4 年に 1 度のオリンピック！ぜひ生放送で応援したいですね。

選手の活躍はもちろん、ソチの街並みや山々の美しい風景にも注目してみてください！



## 平成26年度税制改正大綱が発表されました

与党による平成26年度税制改正大綱が昨年12月に発表されました。例年通りなら3月下旬の国会で可決承認される見通しです。発表された内容のうち、一部ご案内致します。



### ○消費税の簡易課税制度の見直し（平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用）

金融及び保険業、不動産業（賃貸管理業を含み建売業を除く）は**増税**となります。

簡易課税制度とは、前々年又は前々事業年度の課税売上高が5,000万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に税務署へ提出している事業者は、実際に支払った消費税を計算することなく、課税売上高に係る消費税に業種ごとに決められた『みなし仕入率』を乗じて仕入控除税額を計算することができる制度です。

納付税額 = 売上に係る消費税額 - 売上に係る消費税額 × みなし仕入率

業種区分	現行みなし仕入率	税制改正大綱
金融業・保険業	60%	50%
不動産業	50%	40%

※他の業種のみなし仕入率は変更ありません。

現行では、不動産業は『みなし仕入率』が50%ですので、売上に係る消費税の半分を納付する計算ですが、改正案では『みなし仕入率』が40%となり納付税額が増えることとなります。

### ○ゴルフ会員権の譲渡損失を損益通算できなくなります（平成26年4月1日以後の譲渡から適用）

現行では、個人がゴルフ会員権を譲渡した場合には、譲渡所得（総合課税）の対象となり、損失が出た場合には、他の所得と損益通算をすることができます。しかし、今回の改正案では「生活に通常必要でない資産」に加えられることになり損益通算ができなくなります。今年3月末までの譲渡については、損益通算ができますので、価値が下がり不要と思われるゴルフ会員権をお持ちの場合は、売却を検討してみてもはいかがでしょうか。

### ○給与所得控除額の見直し（平成28年分給与から適用）

給与に係る税額は、収入金額（総支給金額）から給与所得控除額を差し引いた金額をもとに計算されます。この給与所得控除額は以前の改正で収入金額1,500万円超は一律245万円と限度額が設けられましたが、今回の改正では、さらに限度額が引き下げられます。平成28年分給与では、収入金額1,200万円超は控除額は230万円を限度とし、平成29年分給与では収入金額1,000万円超で一律220万円の給与所得控除額となります。